

議会機能の充実強化を求める緊急要請

平成22年1月21日

地方分権をさらに推進するためには、地方政府における自治立法権を担う地方議会が住民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、監視機能を十分に発揮する必要がある。特に、義務付け・枠付けの緩和などにより地方自治体の条例制定権が広がることに伴い、政策を提言し行政を監視する地方議会の役割と責任は益々大きなものとなる。

地方議会は、これまで議会活動の透明性の向上を図りながら、議会に与えられた機能を充実するため自己改革に努めてきた。今後とも地方議会は、住民の負託と信頼に応えるため、地域の実情に即した自主的な議会運営を目指すとともに、住民に対する説明責任を自覚し、自ら議会機能の向上に努めなければならない。その上で、地方分権をさらに推し進めるためには、議会活動の自由度を高めつつ、地方政府における立法府にふさわしい法的権限を確立する必要がある。

また、議会を構成する地方議會議員が、本会議・委員会において行政に対する監視や政策立案のための充実した審議を行うことは、当該地方自治体の事務に関する調査研究や、住民意思の把握など不断の議員活動に支えられている。しかしながら、議員の責務に関する法律上の規定がないこともあり、議員活動に対する住民の理解が十分得られていないのが現状である。議会が住民に期待される機能を十分発揮できるようにするために、公選職としての地方議會議員の責務を法律上明記するとともに、専業化している都道府県議會議員の特性を踏まえて、議員の責務を果たすにふさわしい活動基盤を透明性を確保した上で強化することが喫緊の課題となっている。

よって、速やかに関係法令の改正を行い、地方政府における立法府にふさわしい地方議会の法的権限を確立するとともに、地方議會議員の責務の明確化及び活動基盤を強化するため、次の事項を要請する。

(1) 第29次地方制度調査会が答申した議会の権限強化等に係る次の事項について法令改正を行うこと。

- ① 契約の締結、財産の取得・処分の議決対象について、条例で定めることができる範囲を拡大すること。
- ② 地方自治法第96条第2項を改正し、法定受託事務も議会の議決事件の対象とすること。
- ③ 議会への経営状況報告の対象となる法人の範囲を拡大すること。
- ④ あらかじめ付議された事件に限定されている臨時会の活動能力及び継続審査事件に限定されている閉会中の委員会の活動能力の制限撤廃を含め、会期制の見直しなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するに必要な措置を講じること。

(2) 本会がかねてから要請している議会の権限強化のための次の事項について法律改正を行い、地方政府における立法府にふさわしい位置付けを行うこと。

- ① 真の二元代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与すること。
- ② 議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の誠実回答を義務付けること。
- ③ 住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議會議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、責務遂行の対価について、都道府県議會議員については「地方歳費」又は「議員年俸」とすること。

(3) 議会機能の充実強化及び地方議會議員の責務の明確化に伴い、議員又は会派が住民意思を踏まえた活動を展開する上で必要な制度として、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができることを明確にするよう法律改正を行うこと。

平成22年1月21日

全国都道府県議会議長会

公職選挙法の改正を求める緊急要請

平成21年10月27日

都道府県議会議員の選挙制度は、明治11年の府県会規則以来、一貫して郡市という歴史的行政単位が選挙区とされており、郡市の地域代表という性格を強く有している点に特徴がある。

しかしながら、大正10年の「郡制廃止に関する法律」によって郡制が廃止された結果、現在「郡」には行政単位の実質ではなく、さらに合併の進行によって地域代表の単位としての郡の存在意義は大きく変化している。

第29次地方制度調査会の答申では、議員定数の法定上限を撤廃し各地方公共団体の自主性に委ねることにより議会制度の自由度を高めるとされた。さらに、自由度を高めるとともに地域間格差を是正する観点からは、都道府県議会議員の選挙区の設定も全国一律の基準とするのではなく、地域代表と人口比例を調和させながら地域の実情に応じて自主的に選挙区を設定できることとすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることが喫緊の課題となっている。

よって、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としていいる公職選挙法の規定(第15条)を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることを強く要請する。

平成21年10月27日

全国都道府県議会議長会

茨城県議会議員の選挙区、定数等(平成20年条例改正後、平成22年国調速報値)

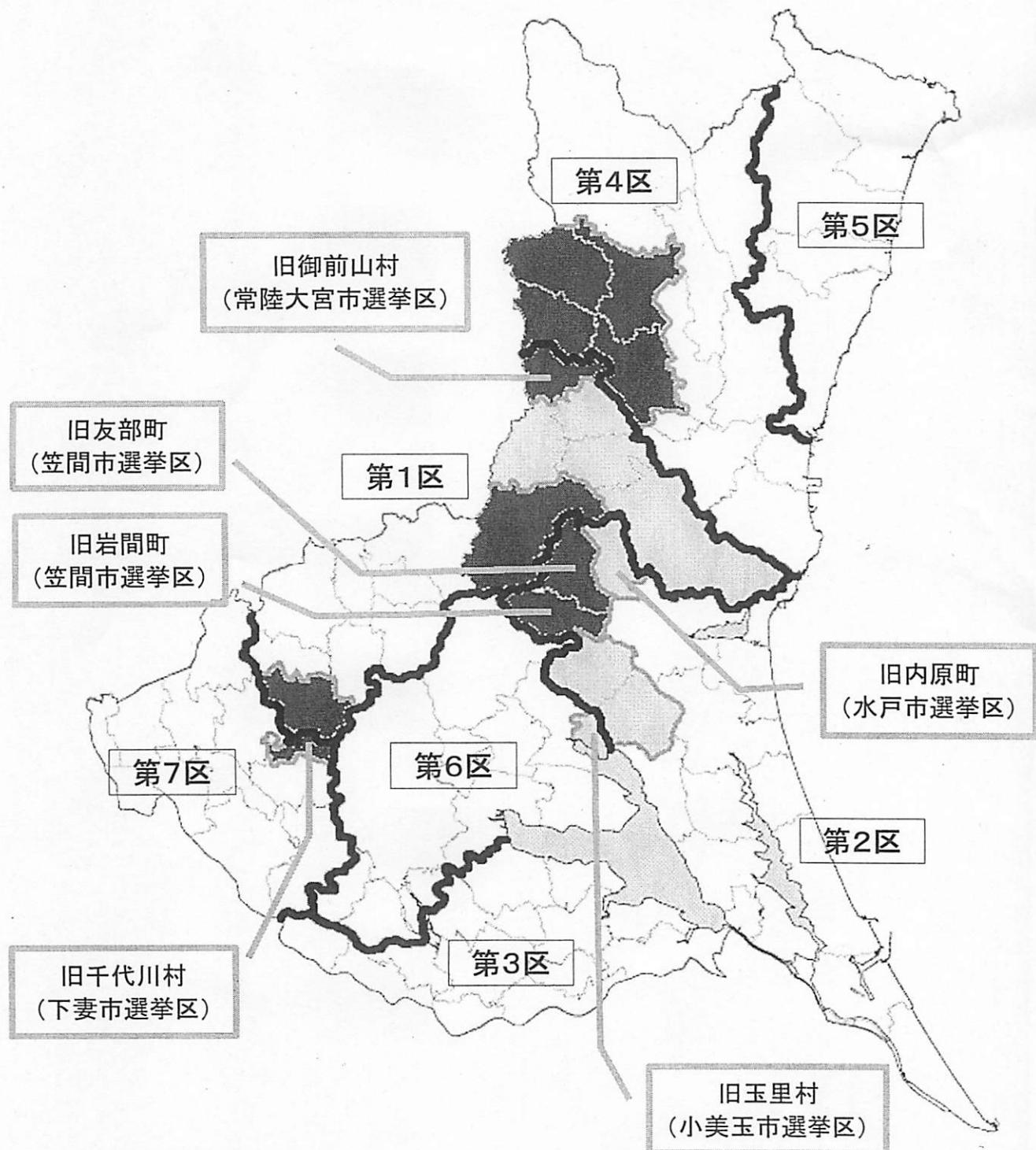
	選挙区	合区	人口	定数	格差	議員1人人口
1	水戸市	東茨城郡北部	290,260	7	1.56942	41,466
2	日立市		193,129	5	1.46194	38,626
3	土浦市		143,023	3	1.80441	47,674
4	古河市		142,973	3	1.80378	47,658
5	石岡市		79,713	2	1.50852	39,857
6	結城市		52,507	1	1.98732	52,507
7	龍ヶ崎市		80,340	1	3.04076	80,340
8	下妻市		45,001	1	1.70323	45,001
9	常総市	結城郡	88,440	2	1.67367	44,220
10	常陸太田市	久慈郡	76,296	2	1.44385	38,148
11	高萩市		31,014	1	1.17384	31,014
12	北茨城市		47,026	1	1.77987	47,026
13	笠間市		79,423	2	1.50303	39,712
14	取手市	北相馬郡	127,090	3	1.60340	42,363
15	牛久市		81,684	1	3.09163	81,684
16	つくば市		214,660	4	2.03115	53,665
17	ひたちなか市		157,012	3	1.98090	52,337
18	鹿嶋市		66,030	1	2.49915	66,030
19	潮来市		30,558	1	1.15658	30,558
20	守谷市		62,434	1	2.36304	62,434
21	常陸大宮市		45,177	1	1.70989	45,177
22	那珂市		54,201	1	2.05144	54,201
23	筑西市		108,518	3	1.36909	36,173
24	坂東市		56,110	1	2.12369	56,110
25	稲敷市	河内町	57,070	1	2.16002	57,070
26	かすみがうら市		43,541	1	1.64797	43,541
27	桜川市		45,698	1	1.72961	45,698
28	神栖市		94,823	2	1.79446	47,412
29	行方市		37,638	1	1.42455	37,638
30	鉾田市		50,161	1	1.89853	50,161
31	つくばみらい市		44,405	1	1.68067	44,405
32	小美玉市		52,269	1	1.97831	52,269
33	東茨城郡南部		52,842	2	1.00000	26,421
34	那珂郡		37,430	1	1.41668	37,430
35	稲敷郡北部		65,244	1	2.46940	65,244
36	猿島郡		35,125	1	1.32943	35,125
			2,968,865	65		

定数 65

最大較差 3.09163 牛久市

議員一人人口 45,675人

衆議院議員(小選挙区選出)選挙区と県議会議員選挙区の比較
(同一市内で選挙区が分かれる市町村)





茨城県議会議長

田 山 東 湖 殿

要 望 書

茨 城 県 市 長 会

茨城県市議会議長会

茨 城 県 町 村 会

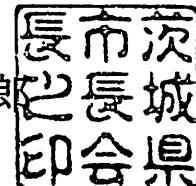
茨城県町村議会議長会

平素、格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、茨城県市長会、茨城県市議会議長会、茨城県町村会、
茨城県町村議会議長会の4団体は、別添のとおり、「茨城県議
会議員の定数削減等に関する要望書」を決定いたしましたので、
趣旨ご理解のうえ、その実現方について特段のご高配を賜りま
すようお願い申し上げます。

平成23年3月3日

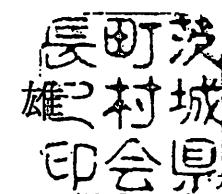
茨城県市長会長 内田俊郎



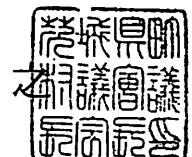
茨城県市議会議長会長 褐塚孝雄



茨城県町村会長 野高貴



茨城県町村議会議長会長 小野瀬義



茨城県議会議員の定数削減等に関する要望

本県においては、平成の大合併により市町村数が半減し、これに伴い、市町村長はもとより、市町村議会議員の定数が大幅に削減されたところである。

このような状況の下、茨城県議会においては、2008年第4回定例会において、定数は現行定数65人を維持し、選挙区は一票の格差が最大で2.91倍となる一部改正条例を可決し、昨年末、新たな条例のもとで県議会議員選挙が実施されたところである。

この間、われわれ地方4団体は、県議会においても行財政改革を推進するとともに社会情勢に対応した選挙制度とするよう、「県議会議員の定数削減と選挙区の見直し等」について、重ねて県議会議長あて要望・陳情等を行なってきたところである。

こうした中、県議会においては、本年1月28日開催の議会運営委員会において、議長の諮問機関として「議会改革の検討組織」を第1回定例会中に発足させる考えを表明されたところであり、われわれ4団体も、県民に理解される選挙制度等の確立に向け、積極的な検討が進められるよう期待するところである。

よって、県議会においては、当該検討組織を早急に発足させ、下記事項について十分見直しを行うよう強く要望する。

記

- 1 県議会議員の定数を削減すること
- 2 選挙区の決定に当たっては、一票の格差を2倍以内とすること
- 3 「議会改革の検討組織」には、外部の有識者等の参加を求めるとともに、検討の経緯・内容については県民に広く公表すること

「県議会活動の充実・強化の基本方針」(H16.9)に基づく事業実施状況

項目	実施状況
1 監視機能 (1) 委員会の審査機能 ア 閉会中の委員会の開催	閉会中の委員会は、毎月ではないが開催している。
イ 連合審査会の積極的な活用	平成16年6月以降、開催した例がある。 H16.10.21 閉会中 保健福祉・環境商工委員会 (少子化対策) H18.9.15 第3回定例会 総務企画・土木委員会 (公社対策関係補正予算、知事等の給与の特例条例) H19.12.12 第4回定例会 総務企画・環境商工・農林水産委員会 (森林湖沼環境税条例)
ウ 図・グラフ等を活用したパネルや写真の使用	委員長の許可を得て、パネルや写真を使用している例がある。
エ 予算特別委員会や決算特別委員会の運営のあり方	予算決算特別委員会を設置した例がある。
2 政策提言・立案機能 (1) 議会の政策提言・立案機能 ア 県政の課題に対する政策提言機能の強化並びに政策立案（条例等の提案等）機能の強化	政策条例を制定した例がある。 H17.3.18 茨城県屋外広告物条例の一部を改正する条例（県の責務規定の追加、罰則の強化） H19.12.19 いばらきの快適な社会づくり基本条例 H22.9.22 茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例

項目	実施状況
(2) 委員会の調査・立案機能 ア 参考人制度を活用した県民や学識経験者との意見交換の場の設定	参考人制度を活用している。
イ 調査特別委員会の積極的な活用	調査特別委員会を複数設置した例がある。
3 県民に開かれた議会 (1) 広聴・広報機能 ア 議会主催による適宜テーマを設定した県民の意見を聞く会の開催等広聴機能の強化	県民の意見を聞く会の開催 (H16, H17実施)
4 事務局体制 (1) 議員活動をサポートするための事務局体制の充実 ア 法制立案体制の整備等調査課スタッフの充実	調査課の充実・強化 「政務調査課」に改編 (H17. 4) 法務主査の設置 (同) 職員配置 1名増 (H23. 4)
5 会議規則等諸規程の見直し	必要に応じ見直しを行っている。
6 その他 (1) 議会の自主性・自立性の拡大 ア 議長への議会招集権の付与	議会招集権の議長への付与 全国議長会として国に対し「議会機能の充実強化を求める緊急要請」を実施 (H22. 1. 21)